



# より使いやすい科研費への 改革の取組状況

平成22年3月

日本学術振興会 研究事業部

## 研究活動に対応した柔軟な制度への改革

### 柔軟な経費の使用

- 直接経費による研究支援者の雇用が可能(H13)
- 研究費目を大括り化して、経費の執行を弾力化(H16)
- 実績報告書の提出期限を4月から5月末に延長し、年度末までフルに研究費の利用が可能(H19)
- 研究計画の変更に伴う繰越が幅広く可能に(H18)(実績:H17(55件)→H21(1953件))
- 直接経費の各費目において、自由に変更できる直接経費の割合を「30%」から「50%」に引き上げた(H20)
- 直接経費に、委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科研費及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費以外の経費を加えて、補助事業に使用することを可能とした(H20)

### 様々な研究者への対応

- 研究の継続性の観点から、一部の研究種目において研究終了前年度の応募が可能(H14)
- 育児休業等による研究の中断・再開に対応(H15)
- 応募できる研究機関の拡大(H13:国の試験研究機関、H15:民間企業)
- 常勤研究者以外の応募が可能(H17)

## 使用ルール等の統一化の課題と科研費の現状

### ① 費目の統一化

「物品費」、「旅費」、「謝金等」、「その他」の4費目 → 他の競争的資金についても統一化へ。

### ② 繰越し手続きの簡素化

平成18年度に適用を拡大、平成21年度には手続きを簡素化。

### ③ 費目間流用ルールの統一化

各費目(物品費、旅費、謝金等、その他)のそれぞれについて、直接経費の「総額の50%未満(直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合は、300万円まで)の範囲内で、自由に変更が可能。なお、所定の手続を行うことでこれ以上の変更も可能。

### ④ 研究計画の変更手続きの簡素化

基本的に、年度ごとの研究実施計画については、研究者が自由に変更することが可能。研究代表者・研究分担者の変更などについては変更手続きが必要。

### ⑤ 合算使用のルールの統一化

他の経費(使途に制限のある経費を除く)と合算して使用することが可能。

## 翌年度繰越の活用促進

〈H15年度に認められた繰越事由〉

- 外的な要因(地震、機器の故障など)が発生し、やむを得ず翌年度に研究を実施せざるを得ない場合

H18 適用の拡大

- 上記の外的な要因に限らず、予期し得なかった研究内容の進展・遅れにより、研究計画を変更する必要が生じた場合も広く可能であることを明示

H21 手続きの簡素化

- 申請書類、手続きの簡素化

- ・ 3枚の書類 → 1枚に
- ・ 大学、研究機関による繰り越し事由の該当の判断

繰越  
実績

平成16年度  
24件

平成17年度  
55件

平成18年度  
641件

平成19年度  
1,297件

平成21年度  
1,953件